

自立支援医療受給制度について

平成18年4月1日より障害者自立支援法が施行されました。
これにともない自立支援医療受給制度を申請する事により通院医療費が以下ようになります。

- ①自己負担は、**原則1割**
- ②**所得等に応じて月々の負担上限額**が設定

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯、本人収入80万円以下	市町村民税非課税世帯、本人収入80万円超	市町村民税(所得割)3.3万円未満	市町村民税(所得割)3.3万円以上23.5万円未満	市町村民税(所得割)23.5万円超
負担0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の 対象外
			重 度 かつ 継 続※2 負担上限月額 5,000円	重 度 かつ 継 続※2 負担上限月額 10,000円	重 度 かつ 継 続※2 負担上限月額 20,000円
生 保	低 1	低 2	中 間 1	中 間 2	一定以上

※1 世帯の範囲は利用者の方の同一医療保険単位とし、世帯の所得は医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認する必要があります。

(例) 利用者の方が**国民健康保険加入者**の場合→**同一の加入関係にある全員の所得**を確認
利用者の方が**健康(社会)保険加入者**の場合→**被保険者本人の所得**を確認

※2 「**重度かつ継続**」の範囲は、**疾病や症状等から判定**されますので、**通院中の医療機関の主治医**にご確認下さい。

- ③自己負担上限額管理票により、月々の負担上限額を管理する必要があります。
- ④県の指定を受けた医療機関での受診が公費負担の対象となります。
- ⑤有効期間は**1年間**です(期限の切れる3ヶ月前から更新可能)。
- ⑥申請の際に、医療保険証の写しや所得を証明する書類が必要になります。

必ず必要な物・・・申請書、**診断書**、**国民健康保険証(世帯全員分)**、
健康保険等加入者の場合は受診者本人と被保険者の保険証

いずれか必要な物・・・**市町村民税非課税証明書**、**市町村民税課税証明書**、**生活保護受給証明書**
(市町村役場若しくは福祉事務所で交付)

状況に応じて必要な物・**障害年金等の払込通知書**又は**振込金額が分かる通帳等の写し**、
「重度かつ継続」の意見書

- ⑦受診医療機関等が**登録制**になります。
必ず、**病院又は診療所(受診)・デイケア・訪問看護・薬局等**、**全て申請書に記載**して下さい。
申請書に記載していない指定機関は**公費負担の対象にならない場合があります**。

⑧年金証書による**手帳との同時申請はできません**(手帳のみの申請は可能)。

ご不明な点があれば、居住市町村役場担当窓口もしくは医療機関受付へお問い合わせ下さい